

身体障害者手帳を取得できない中等度難聴である非課税世帯の満65歳以上のかたを対象に補聴器購入費の一部を助成します

購入前の

事前申請制 です

対象となるかた(以下の全ての要件に当てはまるかたが対象です)

- ① 香芝市に住所を有し、現に在宅で居住している満65歳以上のかた
- ② 両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満のかた または
一側耳の聴力レベルが30デシベル以上、他側耳の聴力レベルが70デシベル以上のかた
- ③ 市税を滞納していないかた
- ④ 聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付を受けていないかた
- ⑤ 身体障害者手帳(聴覚障がい)における診断書と意見書を記載できる医師(15条指定医師)から、補聴器の必要性を認める意見書を取得できるかた
- ⑥ 申請をするかた(申請者を扶養している者を含む) 及び 申請者 の世帯全員の個人住民税が非課税であるかた
- ⑦ 本制度による補聴器の助成は、助成対象者につき1回限り

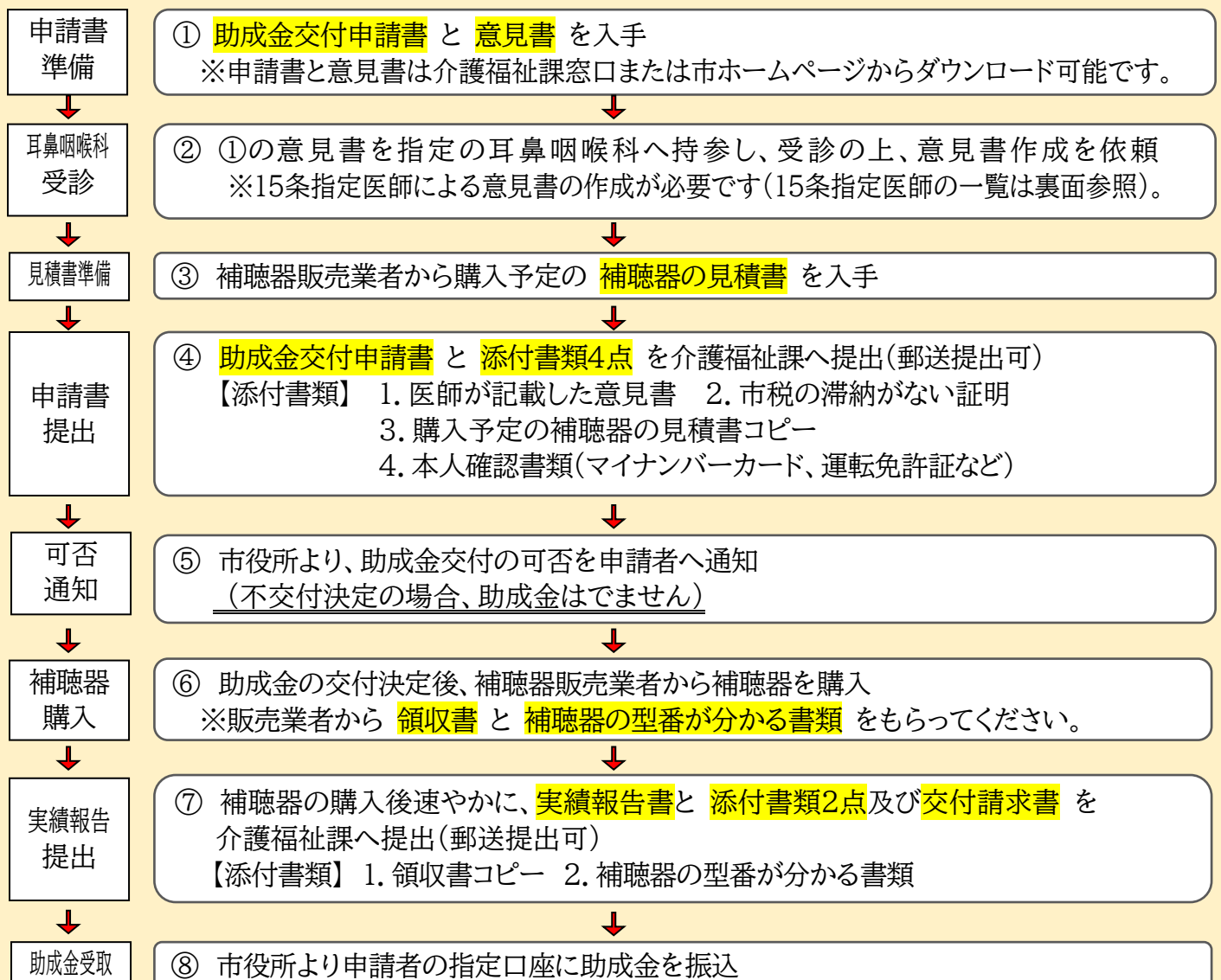


助成金額・助成人数

補聴器1台分の購入費用の半額(上限2万円) 定員10名(先着順)

※ただし、付属品や集音器、修理代、送料、医師の診察料、検査料及び文書作成料などは補助対象外

助成金申請の流れ



身体障害者手帳の聴覚障がいにおける診断書と意見書を記載できる
医師(15条指定医師)が在籍する市内医療機関一覧 (令和5年7月1日現在)

医療機関名	電話番号	対象者(空白の場合は特に条件はありません)
うえの耳鼻咽喉科クリニック	0745-71-1187	
高橋耳鼻咽喉科	0745-79-2905	かかりつけのみ
谷山耳鼻咽喉科クリニック	0745-71-1133	
二上駅前診療所	0745-71-4180	



最新の指定状況については、恐れ入りますが、記載の医療機関へ直接ご確認
くださいますようお願いいたします。

よくある質問

Q. 助成金の申請前に補聴器を購入しましたが、対象になりますか(事後申請は対象ですか)。

A. 対象となりません。購入前に申請していただき、交付決定を受けたものが対象となります。

Q. 助成金の申請をしましたが、交付が不決定となりました。申請に要した費用(診察料、文書
作成料など)は返してもらえますか。

A. 交付申請の際に発生する費用については、全額自己負担となります(市からの返金等はありません)。

Q. 対象となる補聴器と対象外の集音器の違いはなんですか。

A. 補聴器は薬事法における管理医療機器の認定を受けており、聴力が低下してきた人(難
聴者)が使用する前提で開発されています。また、補聴器は使用者の聴力に合わせた調
整が可能で、騒音下での言葉の聞き取りを補助する機能など様々な機能があります。一
方、集音器は医療機器としての認定はを受けておりません。

なお、購入予定の商品が補聴器か集音器かの具体的な確認は購入予定先の販売業者
へ確認をお願いします。

市ホームページ

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/22/38838.html>



申請書等の様式のダウンロードはこちらから



申請書提出先・お問い合わせ

香芝市役所(総合福祉センター内) 介護福祉課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話: 0745-79-7521 【お問い合わせの際は、「補聴器購入の助成金の件で」とお伝えください。】